0.012

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.004

C_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.020

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.022

C_{12} ＝ 0.020

C_{13} ＝ 0.020

C_{14} ＝ 0.019

C_{15} ＝ 0.020

D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 8 年度から平成 13 年度までの各年度においての財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_8　ア　平成 8 年度市場公募都道府県に係るもの　0.014

イ　平成 8 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.013

E_9　ア　平成 9 年度市場公募都道府県に係るもの　0.012

イ　平成 9 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.012

E_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.013

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.013

E_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.022

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.022

E_{12} ＝ 0.021

E_{13} ＝ 0.021

α　前号算式の符号αに同じ。

F_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える

0.011

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.004

C_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.020

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.022

C_{12} ＝ 0.020

C_{13} ＝ 0.020

C_{14} ＝ 0.019

C_{15} ＝ 0.020

D_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 9 年度から平成 13 年度までの各年度においての財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_9　ア　平成 9 年度市場公募都道府県に係るもの　0.013

イ　平成 9 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.013

E_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都道府県に係るもの　0.013

イ　平成 10 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.013

E_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.021

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.022

E_{12} ＝ 0.021

E_{13} ＝ 0.021

α　前号算式の符号αに同じ。

F_n　平成 n 年度に発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える